山県市庁舎－飲食物の販売等に係る施設使用案内

令和 7 年 10 月 31 日更新

１．目的

山県市庁舎周辺における来庁者の憩の場や賑わいの創出、職員の福利厚生等の向上を目指すことを目的とする。

２．概要

１）使用場所：山県市庁舎の敷地内に指定する場所（別添１）

２）出店形態：キッチンカーほか露店による飲食物を主としたものの販売

３）１日の出店可能店舗数 ：3 区画（別添１）

・1 店舗当たり 20.0 ㎡程度 （目安：7.0m×3.0m 程度）

・出店位置は使用申込時に指定

４）使用時間：10:00～16:00（準備・撤収時間を含む）

５）使用可能日：月曜日から金曜日（祝日を除く）

６）施設使用料：1 回 100 円

７）その他経費：使用に係る費用は、出店者の負担とする。

３．申込方法

１）提出書類

出店ヒアリングシート・施設使用許可申請書

２）申込期間

使用日の２か月前の日から７日前までとし、先着順とする。

４．応募資格

１）食品衛生許可証等、実施にあたり法令により必要となる許可、資格等を有する者

２）暴力団、暴力団員及び暴力団密接関係者（以下「暴力団員等」という。）でない者。また、暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有していない者

３）生産物賠償責任保険（ＰＬ保険）又はそれに準ずる保険に加入している者

４）会社更生法（平成１４年法律第１５４号）に基づく更生手続き開始の申立て及び民事再生法（平成１１年法律第２２５号）に基づく再生手続きの申立てを行っていない者

●受付にあたっての留意事項

・販売する物や出店形態等を確認させていただき、「出店ヒアリングシート及び施設使用許可申請書」の審査を行い、審査が通りましたら、申込みの受付をさせていただきます。審査には数日要する場合がございます。スケジュールに余裕をもってご来庁ください。

・食品を扱う場合、岐阜保健所本巣・山県センターへ必要な許可又は届出等を確認し、手続きを行ってください。その上で、営業許可が必要な場合は営業許可書の原本、届出が必要な場合は届出の控えを持参ください。

・火気器具を使用する場合、山県消防署へ必要な届出を確認し、使用日までにあらかじめ手続きを行ってください。

５．使用の中止について

事前に電話で連絡の上、使用開始日の７日前までに山県市総務課カウンター、郵送、ＦＡＸ、メール（要期間内必着）で、使用中止の届出（任意）を提出すること。

※手続き可能期間を過ぎて届出された場合は、使用されない場合でも全額使用料を支払うこと。

※天災その他使用者の責めに帰すことのできない事由による取消しの場合は除く。

６．ご使用にあたっての注意事項

１）出店者は、食品衛生責任者等の資格を有するものとし、出店の際、原則、食品衛生責任者等の資格を有するものが現場に常駐すること。

２）出店者は、出店行為に関して発生した事故や苦情に対して、全ての賠償責任を負うこと。

３）音響設備や拡声器等、騒音となりえる機器は使用しないこと（発電機等必要な機器は除く。）。

４）庁舎敷地内での呼び込み、宣伝は行わないこと（区画内の看板等は除く。）。

５）食品衛生法（昭和２２年法律第２３３号）をはじめとする関係法令を遵守すること。

６）出店許可決定後又は出店中に、利用者等との間で看過できない問題等が生じ、市が出店を認められないと判断した場合には、許可の決定を取り消す。なお、その際の施設使用料は返金しない。

７）電源・水道が必要な場合は出店者が準備すること。

６－１．車両について

１）敷地内は、最徐行し、安全運転に努めること。万が一、車同士や施設の構造物等に接触するなどの事故を起こした場合には、速やかに申し出ること。また、敷地内での事故・トラブル等に関して、山県市は一切の責任を負いかねます。

２）敷地内へ乗り入れることができる車両は、移動販売車等の営業用車両、又は搬入出の車両に限る。

３）搬入・搬出するための車両は、設営・撤去後、速やかに移動させること。

４）原則、敷地内に駐車する車両のエンジンは切ること。

５）出店者は、車両の自然発車を防止するに足る性能を有する輪留めを使用すること。

６）出店に際して安全管理に必要な安全施設は出店者が準備し配置すること。

６－２．設営等について

１）許可書に記載の出店位置に許可を受けた設営物を設営すること。

２）設営物は、庁舎等の使用に支障のないように設営すること。

３）地面のタイルや設備に油汚れや傷が付かないよう、ビニールシートを敷くなどの養生をすること。

４）設営物が突風等で飛ばないよう、重りなどで固定し、風対策を万全にすること。

５）使用後、設営物は全て撤去し持ち帰ること。汚れ等は掃除し原状復旧すること。

６）ごみは持ち帰ること。（水や氷も施設等に捨てず、持ち帰ること）

７）出店に関し、来店客のゴミが生じる場合はゴミ箱を設置し、持ち帰り処分すること。

８）敷地内は全面禁煙とする。

９）酒類、匂いの強いもの、不快な音が生じるもの及び市が不適切と判断したものは禁止とする。

６－３．販売等について

１）飲食物を提供する場合は、冷蔵保管、加熱処理など、食中毒等が発生しないよう、対策を厳重に行うこと。

２）火気を取り扱う場合は、消火器設置など安全対策を厳重に行うこと。

３）許可を受けた目的以外の目的に使用したり、使用の権利を他人に譲ったり貸したりしないこと。

【申込み・問い合わせ先】山県市　総務課　管財・生活安全係

〒501-2192　TEL：0581-22-6820　FAX：0581-27-2075